

情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の開催について

（平成 27 年 10 月 29 日）
規制制度改革分科会座長決定

1. 新戦略推進専門調査会分科会について（平成 25 年 10 月 3 日新戦略推進専門調査会決定）第 5 項の規定に基づき、規制制度改革分科会に、急速な少子高齢化の進展等の我が国が直面する課題解決に資する情報通信技術（IT）の利活用のための制度整備を検討するため、情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会の委員は、我が国が直面する課題解決に資する情報通信技術（IT）の利活用のための制度整備に関し優れた識見を有する者のうちから規制制度改革分科会座長が指名する者とする。
3. 検討会に主査を置き、主査は、委員のうちから規制制度改革分科会座長が指名する。
4. 検討会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 検討会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。